

○自然科学研究機構分子科学研究所点検評価実

施要項

平成16年5月19日

分子研所長裁定

第1 この要項は、自然科学研究機構分子科学研究所点検評価規則（平成16年分研規則第4号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、分子科学研究所における研究活動の点検評価項目を定めるものとする。

第2 点検評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 研究所の在り方、目標及び将来計画に関すること。
 - ① 大学共同利用機関としての役割・機能
 - ② 研究所間の役割・機能分担
- 二 研究目標及び研究活動に関すること。
 - ① 研究目的の重要性
 - ② 研究計画の適切性・有効性
 - ③ 研究成果の公表状況
 - ④ 研究成果の重要性
- 三 大学等との共同研究体制及びその活動に関すること。
 - ① 共同研究実施の経緯、成果、意義
- 四 大学院教育協力及び研究者の養成に関すること。
 - ① 大学院教育協力の効果
 - ② 研究者養成の効果
- 五 研究組織に関すること。
 - ① 研究組織の見直し
 - ② 研究部門の設置・改廃
 - ③ 研究者の配置等の方針
- 六 研究支援及び事務処理に関すること。
 - ① 研究支援組織の充実
- 七 国立大学法人総合研究大学院大学との関係及び協力に関すること。
 - ① 国立大学法人総合研究大学院大学との関係及び協力における問題点、改善策
- 八 施設設備等研究環境及び安全に関すること。
 - ① 施設設備の老朽化・旧式化の把握、整備計画の策定
 - ② 安全管理
- 九 国際共同研究に関すること。
 - ① 国際共同研究の体制、国際的意義、成果の国際性
- 十 社会との連携に関すること。
 - ① 研究成果の普及、応用、波及効果、社会的・文化的意義

十一 学術団体との連携に関すること。

① 学術団体の各種事業の利用

十二 管理運営に関すること。

十三 学術情報体制に関すること。

① 学術情報データベースへの貢献

② 学術情報データベース等の利用

十四 研究成果等の公開等に関すること。

① 研究成果の公表，公開，利用・普及の手段

② 刊行物の発行

十五 財政に関すること。

① 研究経費の配分

② 競争的研究資金，外部資金

十六 点検評価体制に関すること。

第3 分子科学研究所点検評価委員会（以下「委員会」という。）は，規則第6条第1項各号に規定する事項のうちから，当該年度に実施する具体的な点検評価項目を選定する。

第4 委員会は，必要に応じて点検評価項目を追加できるものとする。

附 則

この要項は，平成16年5月19日から実施する。